

## 経営事項審査の再審査について

令和 8 年 6 月

令和 8 年 7 月 1 日から経営事項審査が、新しい基準により実施されることに伴い、建設業法施行規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、旧基準に基づく経営規模等評価の結果通知を受けた建設業者については、許可行政庁に対し改正に係る事項について、新基準による再審査を申し立てることができます。

### 【再審査の受付期間】

令和 8 年 7 月 1 日(水)から令和 8 年 10 月 28 日(水)まで

### 【再審査手数料】

**再審査の手数料は無料**です。※県証紙は不要

### 【受審方法】

次の 2 つの方法からご都合のよい方で受審してください。

①高知県電子申請システム「経営事項審査の改正に係る再審査申請」から申請書類を提出(当課で確認次第、受付メールを送付します。)

※高知県電子申請システムでは、令和 8 年 7 月 1 日(水)から申請できます。

申請 URL は、受付期間が近くなりましたら県土木政策課のホームページに掲載します。

②郵送又は県土木政策課まで持参のどちらかで申請書類を 2 部提出

(副本は結果通知書とともにお返しします。)

※副本がすぐに必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

### 【再審査対象者】

再審査を行う日において、改正前の基準で受審した経営事項審査が有効である者

※なお、**令和 8、9 年度高知県建設工事入札参加資格の格付けは、旧基準の経審点で算定していますので、再審査による変更はありません。**新基準は、令和 8 年度の中間年申請で申請する業種に関する格付から適用します。

### 【再審査対象項目】

1. 建設機械の保有状況

「不整地運搬車」及び「アスファルト・フィニッシャ」の追加

2. 国土交通省が実施する「建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度」の有無

※ただし、審査基準日時点において、1、2 の基準に照らし、加点対象となっている場合があります。再審査を行う日において加点対象であっても、審査基準日時点において加点対象となっていなければ、今回の再審査の対象にはなりませんので、ご注意ください。

### 【申請書類について】

受付済みの申請書を元に、新たに作成してください。なお、再審査による**変更可能箇所は、改正箇所のみ**です。それ以外の箇所に係る変更は認めません。  
書類によっては、写しの提出でよいものもあります。

[必要書類]

※通常の審査と同様に、2部必要です。電子申請の場合はデータ作成をお願いします。

①経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書(様式第二十五号の十一)

※通常とは異なり、「経営規模等評価再審査申立書」を残し、それ以外の2項目を二重線で消してください。

②工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高(別紙一) 前回受審時の写し可

③技術職員名簿(別紙二) 前回受審時の写し可

④その他の審査項目(別紙三)

※**新基準に伴い、様式の変更があります。新基準に基づく様式でご提出ください。**

⑤経営状況分析結果通知書 前回受審時の写し可

⑥様式第七号「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書(該当がある場合)

⑦「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言書(該当がある場合、写し可)

⑧建設機械の保有状況(該当がある場合)

⑨建設機械の所有又はリース契約等による恒常的な使用がわかる書類

⑩建設機械の稼働確認ができる書類

※なお、今回は改正箇所のみ再審査であり、上の[必要書類]以外の確認資料の提出及び提示は不要です。また、上の[必要書類]であっても、変更のない項目に係る確認書類の提出も不要です。

※「建設機械の保有状況」に関して、すでに受付済みの申請書と変更がない部分に係る確認書類の再提示は不要です。追加した不整地運搬車及びアスファルト・フィニッシャについては、確認書類を提示してください。